平成２３年（フ）第２２０号
徳島県阿波市阿波町谷島北14番地１
債務者　藤本　安男
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶野　正寛
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２５９号
札幌市南区真駒内本町６丁目２番１―803号
債務者　金山　尚武
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　直之
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月１日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２６０号
札幌市南区真駒内本町６丁目２番１―803号
債務者　金山喜美子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　直之
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月１日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３６号
福井市長橋町第８号24番地８
債務者　濵田　栄子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　晋一
4　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午後１時
6　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５４号
大阪府富田林市本町17番８号　802
債務者　澤井　明美
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安尾　明裕
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
松江市島根町大芦1617番地
債務者　こうや商店こと　石川キヨミ
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野陽太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月１日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８１号
島根県松江市大庭町1023番地６
債務者　藤原　勲夫
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　晴夫
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３３号
茨城県龍ケ崎市城ノ内３丁目１番地83
債務者　森田　泰右
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　和夫
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６８号
静岡県磐田市福田中島2792番地５
債務者　太田　雅之
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松奈緒美
4　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２０８７号
神奈川県茅ヶ崎市本宿町９番38号
債務者　大橋　君子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古西　達夫
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月18日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９５３号
東京都羽村市富士見平２丁目９番地羽村団地13―409
債務者　小暮　明由
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩島のり子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９７０号
東京都国分寺市高木町１丁目22番地10メゾン武蔵野102
債務者　富家　千晶
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　典子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月19日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５３号
茨城県古河市中田1169番地５
債務者　髙橋　陽一
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門井　節夫
4　破産債権の届出期間　平成23年10月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第５２１号
千葉県船橋市二子町630番地１グリーンキャピタル下総中山407号、旧住所栃木県那須烏山市志鳥1086番地１
債務者　阿見　金作
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田いづみ
4　破産債権の届出期間　平成23年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月28日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０８２号
横浜市鶴見区本町通３丁目167番地13　エルグランド鶴見103号
債務者　小林　　隆
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　知之
4　破産債権の届出期間　平成23年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月31日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部